



中区連合町内会長連絡協議会 (3月定例会)

平成31年3月19日(火)午前10時から



(目 次)

議題 1 市連会報告 (6件)

頁

- | | | |
|----------------------------------------------------|---------|----|
| (1) 【協力依頼】 平成31年度日本赤十字社会費募集について | (健康福祉局) | 1頁 |
| (2) 【事業説明】 初期消火器具等整備事業について | (消防局) | 2頁 |
| (3) 【掲出依頼】 「横浜市犯罪被害者等支援条例」について | (市民局) | 3頁 |
| (4) 【周知依頼】 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせについて | (市民局) | 4頁 |
| (5) 【周知依頼】 平成31(2019)年度LED防犯灯整備事業について | (市民局) | 5頁 |
| (6) 【周知依頼】 「平成31年度横浜市市民活動保険」の周知
及びリーフレットの配布について | (市民局) | 6頁 |

議題 2 区連絡事項 (6件)

- | | | |
|----------------------------------------------------|---------------------|----|
| (7) 【掲出依頼】 Y. S. C. C. のサッカーJ3ホームゲームポスターについて | (NPO法人 Y. S. C. C.) | 7頁 |
| (8) 【情報提供】 横浜マリンタワー休業・改修工事等について | (文化観光局) | 7頁 |
| (9) 【回覧依頼】 「中区民児協だより第14号」について | (福祉保健課) | 8頁 |
| (10) 【回覧依頼】 中区保健活動推進員会会報第44号について | (福祉保健課) | 8頁 |
| (11) 【情報提供】 中区認知症講演会について | (高齢・障害支援課) | 9頁 |
| (12) 【回覧依頼】 中区スポーツ推進委員だより
「Do sports 中」第10号について | (地域振興課) | 9頁 |

議題 1 市連会報告

(1) 平成 31 年度日本赤十字社会費募集について

協力依頼

日本赤十字社は、災害救護活動、国際救援活動、医療事業、社会福祉事業、救急法・家庭看護法等の講習など幅広い活動を展開しています。これらの活動を支える資金は、個人や法人から拠出していただく社資等によって賄われています。つきましては、社資募集の取組についてご協力をお願いします。

なお、チラシ及びポスターは、中区社会福祉協議会事務局が各自治会町内会指定の物品送付先に郵送しますので、配布及び掲出をお願いします。
(今回の地区連搬送による送付物はありません)

【概要】

◇ 依頼事項：

① 平成 31 年度日本赤十字社社資募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの平成 31 年度募集依頼額
257,964,000 円 (前年度同額)

イ 社資の一世帯あたりの金額 (参考額)
200 円程度

② 募集活動に伴うチラシ等の配布

③ 募集活動に伴うポスターの掲出

◇ 実施時期：平成 31 年 5 月 (赤十字運動月間) を中心とする通年

【問合せ先】

日赤中区地区委員会 (中区社会福祉協議会) TEL 6 8 1 - 6 6 6 4



(2) 初期消火器具等整備事業について

事業説明

自治会町内会が、初期消火箱またはスタンドパイプ式初期消火器具を設置する費用の一部を補助する事業の申請受付を開始します。

また、自治会町内会が所有するスタンドパイプ式初期消火器具設置場所として、「設置協力店舗を希望する自治会町内会」を募集します。

※当事業は、平成31年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

【初期消火器具設置費用の一部補助】

- ◇ 申請要件：単一の自治会町内会で、以下の3つの条件を満たすこと。
 - ①地域に消火栓がある。
 - ②家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
 - ③初期消火器具の取扱訓練を定期的に行うことができる。
- ◇ 補助率：設置費用の2/3（上限額20万円）
- ◇ 補助予定数：100基（31年度）
- ◇ 受付期間：平成31年4月1日（月）～8月30日（金）
- ◇ 申請方法：中消防署に事前連絡の上、署備え付けの申請書を提出

【設置協力店舗への初期消火器具の設置】

- ◇ 依頼方法：中消防署に事前連絡の上、署備え付けの申請書を提出
- ◇ 受付期間：平成31年4月1日（月）～7月31日（水）
- ◇ 設置協力店舗：コンビニエンスストア、外食チェーン、ドラッグストア、自動車販売店 等
- ◇ 設置条件：①自治会町内会と企業間で協定締結
②設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担
③設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任

【送付物】

- ◇ 説明資料、「横浜市地震火災対策（リーフレット）」抜粋
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

【問合せ先】

中消防署 予防課 TEL 251-0119

(3) 「横浜市犯罪被害者等支援条例」について

掲出依頼

平成31年4月1日から、「横浜市犯罪被害者等支援条例」の施行に伴い、犯罪被害者等支援施策のさらなる充実を図るため、自治会町内会掲示板等へのポスター掲出をお願いします。

【送付物】

- ◇ 説明資料
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会の掲示板数

【問合せ先】

市民局 人権課 TEL 6 7 1 - 3 1 1 8



(4) 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせについて

周知依頼

平成 28 年度から開始した、自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」について、31 年度も実施します。つきましては、地域防犯カメラの設置を検討される場合は、事前に地域振興課 Tel224-8132 までご連絡ください。

※当事業は、平成 31 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

【概要】

- ◇ 「申請の手引」及び「申請書」配付場所：中区地域振興課
※市民局ホームページにも掲載。[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索
- ◇ 提出書類：申請書、添付書類
- ◇ 提出先：中区地域振興課
- ◇ 提出期限：平成 31 (2019) 年 6 月 28 日 (金) 必着

【その他】

〈参考〉中区の補助実績

	申請		補助決定	
	団体数	台数	団体数	台数
28 年度	10	24	5	5
29 年度	5	6	5	6
30 年度	5	5	5	5

- ・過去に一度不交付となり、未だ設置されていない場所に 31 年度も同じ場所での設置を希望する場合は、地図等の添付書類は不要です。
- ・見積書を徴収する際は、業者へ消費税率 10%で作成する旨お伝えください。

【送付物】

- ◇ 依頼文
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に 1 部ずつ

【問合せ先】

市民局 地域防犯支援課 Tel 6 7 1 - 3 7 0 5
中区役所 地域振興課 Tel 2 2 4 - 8 1 3 2

(5) 平成 31 (2019) 年度 LED 防犯灯整備事業について

周知依頼

平成 31 年度 LED 防犯灯整備事業については、「電柱への LED 防犯灯及び鋼管ポール LED 防犯灯の新設」補助を行いますので、設置を希望する自治会町内会は、事前に地域振興課 TEL224-8132までご連絡ください。

※当事業は、平成 31 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

【事業概要】

- ・市全体で電柱への LED 防犯灯 (約 300 灯分)、鋼管ポール LED 防犯灯 (約 36 灯分) の新設のみ
- ・自治会町内会からの申請に基づき設置。
- ・多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、夜間の歩行に支障があるところ。
- ・鋼管ポール LED 防犯灯は、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合のみ設置。
- ・設置場所に下水管や水道管等の埋設物がある場合には設置不可。
- ・一度設置した鋼管ポール LED 防犯灯は、場所の変更不可。

【申請方法】

- ◇ 申請書類：設置希望の場合は、地域振興課 TEL224-8132 へお知らせください (必要部数を送付します)。
- ◇ 提出先：中区地域振興課
- ◇ 提出期限：平成 31 (2019) 年 5 月 31 日 (金)

【送付物】

- ◇ 依頼文
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に 1 部ずつ

【問合せ先】

市民局 地域防犯支援課 TEL 6 7 1 - 3 7 0 9
中区役所 地域振興課 TEL 2 2 4 - 8 1 3 2

(6) 「平成 31 年度横浜市市民活動保険」の周知
及びリーフレットの配布について

周知依頼

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるよう、本市が保険会社と契約を締結する「横浜市市民活動保険」を、平成 31 年度も継続して実施しますので、お知らせします。

※当事業は、平成 31 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

【制度内容】

ボランティア活動中のケガや他人の物を壊した場合などの補償制度

◇ 特 徴：①保険料は不要。

②事前の加入手続きは不要。事故発生後に手続き。

◇ 対象者：もっぱら市内でボランティア活動を行っている方。

◇ 対象となるボランティア活動：

次の 4 つの要件を全て満たす活動

①自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動

②無報酬の活動（交通費などの実費の支給を除く）

③継続的・計画的に行っている活動

④公益性のある活動

【主な配布先】

各区役所総務課・区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ等。本市ホームページにも掲載。

【送付物】

◇ 「平成 31 年度横浜市市民活動保険のご案内」リーフレット

◇ 送付枚数：各自治会町内会に 1 部ずつ

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 Tel 6 7 1 - 3 6 2 5

中区役所 総務課 Tel 2 2 4 - 8 1 1 2

議題 2 区連絡事項

(7) Y.S.C.C.のサッカーJ3ホームゲームポスターについて

掲出依頼

総合型地域スポーツクラブY.S.C.C.のサッカーJ3ホームゲームを広く区民の皆様にご周知し、地域ぐるみで応援をお願いしたいため、自治会町内会掲示板へのポスターの掲出をお願いします。

【送付物】

- ◇ 依頼分、ポスター
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会の掲示板数

【問合せ先】

NPO法人 Y.S.C.C.
Tel 6 2 1 - 8 7 6 0



(8) 横浜マリントワー休業・改修工事等について

情報提供

横浜マリントワーは、改修工事のため、平成31年4月から約3年間の予定で休業しますので、お知らせします。

休業期間中も周辺エリアの賑わいを維持・創出するための取組を行っていきます。

【今後のスケジュール（予定）】

- ◇ 平成31年3月末 現運営事業者による運営終了
- ◇ 平成31年4月～ 全館休業
- ◇ 平成31（2019）年10月～ 改修工事（平成34（2019）年10月まで）
- ◇ 平成34（2022）年4月 再開業（リニューアルオープン）

【問合せ先】

文化観光局 観光振興課 Tel 6 7 1 - 3 6 5 2

(9) 「中区民児協だより第 14 号」について

回覧依頼

中区民生委員児童委員協議会の広報紙「中区民児協だより第 14 号」を発行しましたので、班回覧をお願いします。

【送付物】

- ◇ 依頼文、
「中区民児協だより第 14 号」広報紙
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会の班数分

【問合せ先】

中区役所 福祉保健課 TEL 2 2 4 - 8 1 5 1



(10) 中区保健活動推進員会会報第 44 号について

回覧依頼

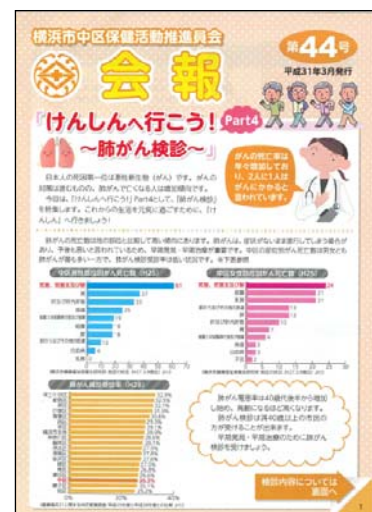
「中区保健活動推進員会会報第 44 号」を発行しましたので、班回覧をお願いします。

【送付物】

- ◇ 「中区保健活動推進員会会報第 44 号」
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会の班数分

【問合せ先】

中区役所 福祉保健課 TEL 2 2 4 - 8 3 3 3



(11) 中区認知症講演会について

情報提供

中区認知症講演会を開催しますので、お知らせします。

【開催概要】

- ◇ 日 時：平成31年4月22日（月）14時～16時
- ◇ 会 場：中区役所 7階会議室
- ◇ 講演名：第1部 映画「はじめて認知症の人に接するあなたへ」
第2部 講演「認知症の理解と援助」
- ◇ 講 師：第2部 杉山 孝博 医師（川崎幸クリニック院長）
- ◇ 定 員：100人 ※先着順、参加費無料、申込不要

【問合せ先】

中区役所 高齢・障害支援課 TEL 224-8167

(12) 中区スポーツ推進委員だより「Do sports 中」第10号について

回覧依頼

中区のスポーツ推進委員の活動内容を紹介する広報紙を発行しましたので、班回覧をお願いします。

【送付物】

- ◇ 「Do sports 中 第10号」広報紙
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会の班数分

【問合せ先】

中区役所 地域振興課 TEL 224-8135



～ 自治会町内会実務研修会について ～
【参加申込受付中です！】

先月2月の区連会でご案内した、自治会町内会実務研修会への参加をご希望の方は、参加申込書をFAX（224-8215）でお送りいただくか、電話（224-8131）にてお申し込みください。

なお、各種補助金（地域活動推進費補助金・防犯灯維持管理費補助金・町の防災組織活動費補助金）に関する申請書類等は、当日お渡しします。